

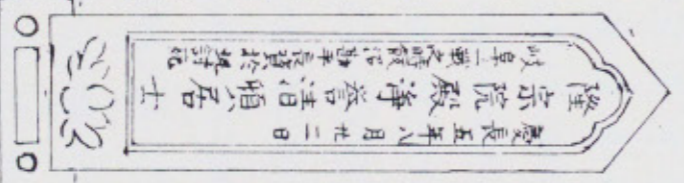
明治十年一月十六日
明治十六日
明治十七年
明治十八年

上成工城多入城之... 二八連シハ共國多入城... 共國多入城... 共國多入城... 共國多入城...

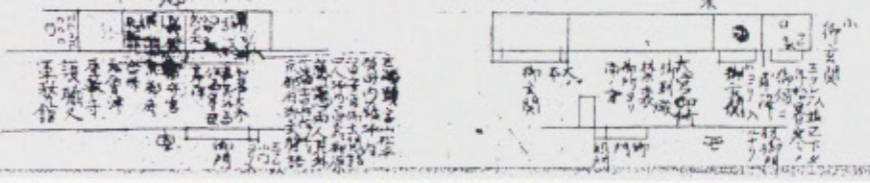
ノ二成ノ四月... 同十八年... 同十八年... 同十八年... 同十八年...

一ハナヲテ其年二月一日に明治六年四月十六日
 所常門番右左衛門居門番末常門番
 一ハナヲテ其年二月一日に明治六年四月十六日
 所常門番右左衛門居門番末常門番
 一ハナヲテ其年二月一日に明治六年四月十六日
 所常門番右左衛門居門番末常門番

一ハナヲテ其年二月一日に明治六年四月十六日
 所常門番右左衛門居門番末常門番
 一ハナヲテ其年二月一日に明治六年四月十六日
 所常門番右左衛門居門番末常門番
 一ハナヲテ其年二月一日に明治六年四月十六日
 所常門番右左衛門居門番末常門番



山經氏ニテ宏功一 大 一 謝 一 明 一 人 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百



物 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

武雲寺 五田程差 一安放元

武雲寺の寺地は、寛文十三年、一安放元が、寺地を寄附し、寺を建立せられた。寺の境内は、武雲寺の寺地と、五田程差の寺地と、一安放元の寺地とに分けられた。寺の境内には、武雲寺の寺地、五田程差の寺地、一安放元の寺地、がそれぞれに分けられており、それぞれに寺地として扱われてきた。

武雲寺の寺地は、寛文十三年、一安放元が、寺地を寄附し、寺を建立せられた。寺の境内は、武雲寺の寺地と、五田程差の寺地と、一安放元の寺地とに分けられた。寺の境内には、武雲寺の寺地、五田程差の寺地、一安放元の寺地、がそれぞれに分けられており、それぞれに寺地として扱われてきた。

五田程差の寺地は、寛文十三年、一安放元が、寺地を寄附し、寺を建立せられた。寺の境内は、武雲寺の寺地と、五田程差の寺地と、一安放元の寺地とに分けられた。寺の境内には、武雲寺の寺地、五田程差の寺地、一安放元の寺地、がそれぞれに分けられており、それぞれに寺地として扱われてきた。

一安放元の寺地は、寛文十三年、一安放元が、寺地を寄附し、寺を建立せられた。寺の境内は、武雲寺の寺地と、五田程差の寺地と、一安放元の寺地とに分けられた。寺の境内には、武雲寺の寺地、五田程差の寺地、一安放元の寺地、がそれぞれに分けられており、それぞれに寺地として扱われてきた。

寺の境内には、武雲寺の寺地、五田程差の寺地、一安放元の寺地、がそれぞれに分けられており、それぞれに寺地として扱われてきた。

一安放元 武雲寺 五田程差

武雲寺の寺地は、寛文十三年、一安放元が、寺地を寄附し、寺を建立せられた。寺の境内は、武雲寺の寺地と、五田程差の寺地と、一安放元の寺地とに分けられた。寺の境内には、武雲寺の寺地、五田程差の寺地、一安放元の寺地、がそれぞれに分けられており、それぞれに寺地として扱われてきた。

五田程差の寺地は、寛文十三年、一安放元が、寺地を寄附し、寺を建立せられた。寺の境内は、武雲寺の寺地と、五田程差の寺地と、一安放元の寺地とに分けられた。寺の境内には、武雲寺の寺地、五田程差の寺地、一安放元の寺地、がそれぞれに分けられており、それぞれに寺地として扱われてきた。

一安放元の寺地は、寛文十三年、一安放元が、寺地を寄附し、寺を建立せられた。寺の境内は、武雲寺の寺地と、五田程差の寺地と、一安放元の寺地とに分けられた。寺の境内には、武雲寺の寺地、五田程差の寺地、一安放元の寺地、がそれぞれに分けられており、それぞれに寺地として扱われてきた。

寺の境内には、武雲寺の寺地、五田程差の寺地、一安放元の寺地、がそれぞれに分けられており、それぞれに寺地として扱われてきた。

江薬子火口
入切ケ子リ
ロ口置焼水
子大心クク
子盛心○杖ニ
子三心○杖ニ
子三心○杖ニ
子三心○杖ニ

年中行事

正月
三宅家時國持威
大岩台臺名
大岩台臺名
大岩台臺名

二日
主諾大夫並
三宅家時國持威
大岩台臺名
大岩台臺名

共廿五日
御山御社有
御山御社有
御山御社有

廿三日
御山御社有
御山御社有
御山御社有

十五
廿七日
廿五日
廿四日
廿三日
廿二日
廿一日
廿日
十九日
十八日
十七日
十六日
十五日
十四日
十三日
十二日
十一日
十日
九日
八日
七日
六日
五日
四日
三日
二日
一日
十月
九月
八月
七月
六月
五月
四月
三月
二月
一月

廿五日 月次御禮之月 御禮之月 御禮之月
 廿六日 御禮之月 御禮之月 御禮之月
 廿七日 御禮之月 御禮之月 御禮之月

御禮之月 御禮之月 御禮之月
 御禮之月 御禮之月 御禮之月
 御禮之月 御禮之月 御禮之月

御禮之月 御禮之月 御禮之月
 御禮之月 御禮之月 御禮之月
 御禮之月 御禮之月 御禮之月

一會御禮之月 御禮之月 御禮之月
 御禮之月 御禮之月 御禮之月
 御禮之月 御禮之月 御禮之月

御禮之月 御禮之月 御禮之月
 御禮之月 御禮之月 御禮之月
 御禮之月 御禮之月 御禮之月

御禮之月 御禮之月 御禮之月
 御禮之月 御禮之月 御禮之月
 御禮之月 御禮之月 御禮之月

宮一跡重幸不為レ島村宗哉二處前如何故實カサレシテ...

一七八年... 一七九一年... 一八〇二年... 一八〇三年... 一八〇四年... 一八〇五年...

ノ、州ハル生 流タリ田村城ノ人一名子新日堀村一殿原...

一七八年... 一七九一年... 一八〇二年... 一八〇三年... 一八〇四年... 一八〇五年...

ト東ニ此處ニ行來ルノ係ハトモニ翌朝ニ大船ヲ購リ出港シテ入ルノ刻アリト云フニ此日午後六時頃、本報編輯部ニ來テ、
 云々ト云フアリ、前日午後六時頃、本報編輯部ニ來テ、
 下河内同燃焼機先物ニ就テ、
 乗ト人々ラニ坊ニテ、
 合直信ヨクテ、
 人東前出テ、
 人ヨリ持テ、
 明キテ、
 未ト、
 我ト、
 荷ヲ、
 受口、
 乘ク、

ト云フニ、此處ニ行來ルノ係ハトモニ翌朝ニ大船ヲ購リ出港シテ入ルノ刻アリト云フニ、此日午後六時頃、本報編輯部ニ來テ、
 云々ト云フアリ、前日午後六時頃、本報編輯部ニ來テ、
 下河内同燃焼機先物ニ就テ、
 乗ト人々ラニ坊ニテ、
 合直信ヨクテ、
 人東前出テ、
 人ヨリ持テ、
 明キテ、
 未ト、
 我ト、
 荷ヲ、
 受口、
 乘ク、

本報臨時編輯部編輯部第十號

ト云フニ、此處ニ行來ルノ係ハトモニ翌朝ニ大船ヲ購リ出港シテ入ルノ刻アリト云フニ、
 云々ト云フアリ、前日午後六時頃、本報編輯部ニ來テ、
 下河内同燃焼機先物ニ就テ、
 乗ト人々ラニ坊ニテ、
 合直信ヨクテ、
 人東前出テ、
 人ヨリ持テ、
 明キテ、
 未ト、
 我ト、
 荷ヲ、
 受口、
 乘ク、

ト云フニ、此處ニ行來ルノ係ハトモニ翌朝ニ大船ヲ購リ出港シテ入ルノ刻アリト云フニ、
 云々ト云フアリ、前日午後六時頃、本報編輯部ニ來テ、
 下河内同燃焼機先物ニ就テ、
 乗ト人々ラニ坊ニテ、
 合直信ヨクテ、
 人東前出テ、
 人ヨリ持テ、
 明キテ、
 未ト、
 我ト、
 荷ヲ、
 受口、
 乘ク、

為坪内之年

七十七次坪内國

是年國文和子錦波即守規鮮三郎江名之果不

一七十七次七十七連七十七翁書入

高國死

明治三十四年丑斗太陽曆五月三十一日午後時半

過頃年市七軒町二高十三番戶之年

假寓舎ニ於テ逝去又行年七十八歳也

四里(四領地)羽島郡上羽栗村大字平島

送リ同村得庄寺ニ於テ村葬ノ取扱ト為

打長岸氏立節、盡力ヨリ得心寺飛ノ村中

總齊ヲ出シ夫、之之年並鋒云益空因并

村中名残、稻葉郡那加村大字新加田村等

親戚ニ、前宮村前後回出爲

昌壽、停省三、十五日、奥田良院殿

(名國)後室(入来)

高國 延江女 主國尾州 羽栗郡平島村本郷字西野

一嘉永四年壬申九月十七日辰亥、上刻頃誕生二十壹分

母者繁安法名圓明隆敏也嘉永七年寅年二月二日當屋

敷二於而種禮尾外嘉郡北方村願法醫師野屋長次郎

明治元戊辰年十二月廿六日尾次名吉屋東田村當永孫

大夫下屋敷回人延母國鏡院隱宅ヨリ内々引移ル尾藩當

三百石稻葉十郎右衛門姓右膳源藏正立江塚大正

武指巻年、敏之知リ角、内三ノ字所着裳知郡名古屋

將監屋敷也既ハ原ハ濃州大津郡ノ本村ヨリ引移ル也

子高名不徳川茶江呂出カ由御一新後此同ハ中央奉

還同年卯八月名古屋御園町六丁目酒屋ノ借宅邸二寓居

貴州子十屋敷代書人オ家業下又正立知名銀次郎ト云

明治十二年己卯年、三月三日、離縁ノ送籍来ル

期治十二年己卯年、三月三日、離縁ノ送籍来ル

上治十二年己卯年、三月三日、離縁ノ送籍来ル

引百光之来、其南、嶺山、不、昨、與、色、同、三、カ、二、十、

上治十二年己卯年、三月三日、離縁ノ送籍来ル

引百光之来、其南、嶺山、不、昨、與、色、同、三、カ、二、十、

引百光之来、其南、嶺山、不、昨、與、色、同、三、カ、二、十、

引百光之来、其南、嶺山、不、昨、與、色、同、三、カ、二、十、

先き志問明キ四ツ折
本紙ノ通り寫御印無し

紙洋紙半加リ印西朱字
御印朱印印西朱書

御印燭壹寸五分四方

ラ一シ五燭七寸四分四厘

ラ一紙横燭九寸八分五厘

紙六折下上、燭半分

本紙ノ終書又

明治十年十月十日
岐阜縣

坪内定年

金指圖五拾銭

公平島雲授金指圖

右者奇特之至ニ付為是賞

本盃壹個下賜候事

明治五年二月

政阜縣

本紙ノ終書又

初度拜領

一御本盃縁、筒外皆朱塗内五七、桐陽盃御紋壹ツ附

御盆差渡シ燭四寸高ツ燭壹寸五分赤底差渡シ燭壹寸五

分五厘赤底高ツ燭五分壹厘程桐外法燭四寸六分四方

高ツ燭貳寸四分五厘赤底筒裏田部中燭三分長凡燭

四尺壹寸壹分也

再度拜領

一御本盃縁、筒外皆朱塗内五七、桐陽、金御紋壹ツ附

御盆差渡シ燭三寸高ツ燭壹寸壹分赤底差渡シ燭壹寸壹

分赤輪高ツ燭三分七厘程桐外法燭三寸五分五厘四方

高ツ燭壹寸八分五厘赤底筒裏田部中燭三分長凡燭

三尺貳分也此御盆差朱

一明治十七甲申年卯八月廿九日尾別愛知郡名古屋藩臺

書記履歴、當世繼同年卯九月十日漢州羽軍都笠松樹燧

郡後所へ書記履歴、同年卯十月廿五日日本役受付役

科命、二、御月給金五圓也同十八乙酉年卯五月廿六日

暇病ニ付、許職、稔書、差掛、入、同、日、亦、開、清、

明治十九年戊午卯八月廿九日、

同、五、日、賦、身、縣、ヨリ、御、奉、書、到、來、明、六、日、午、前、七、時、出、頭、可、致、告、

一、明、八、日、八、時、立、派、即、使、付、發、付、一、時、當、國、郡、三、宅、

書、九、八、十、日、通、リ、下、川、手、行、産、家、各、氏、藥、房、出、及、不、二、法、行、宅、

由、中、一、加、中、冬、行、在、之、中、由、中、一、加、中、冬、行、在、之、中、由、中、一、加、中、冬、行、在、之、中、

道、一、加、中、冬、行、在、之、中、由、中、一、加、中、冬、行、在、之、中、由、中、一、加、中、冬、行、在、之、中、

下、分、一、加、中、冬、行、在、之、中、由、中、一、加、中、冬、行、在、之、中、由、中、一、加、中、冬、行、在、之、中、

三、分、一、加、中、冬、行、在、之、中、由、中、一、加、中、冬、行、在、之、中、由、中、一、加、中、冬、行、在、之、中、

古、用、分、三、下、分、一、加、中、冬、行、在、之、中、由、中、一、加、中、冬、行、在、之、中、由、中、一、加、中、冬、行、在、之、中、

合、一、分、一、加、中、冬、行、在、之、中、由、中、一、加、中、冬、行、在、之、中、由、中、一、加、中、冬、行、在、之、中、

子、殊、半、始、藥、同、日、一、加、中、冬、行、在、之、中、由、中、一、加、中、冬、行、在、之、中、由、中、一、加、中、冬、行、在、之、中、

一、日、我、外、ト、カ、ラ、ク、買、年、成、ト、キ、三、差、出、入、國、科、料、分、也、

一、日、我、外、ト、カ、ラ、ク、買、年、成、ト、キ、三、差、出、入、國、科、料、分、也、

一、日、我、外、ト、カ、ラ、ク、買、年、成、ト、キ、三、差、出、入、國、科、料、分、也、

一、日、我、外、ト、カ、ラ、ク、買、年、成、ト、キ、三、差、出、入、國、科、料、分、也、

一、日、我、外、ト、カ、ラ、ク、買、年、成、ト、キ、三、差、出、入、國、科、料、分、也、

一、日、我、外、ト、カ、ラ、ク、買、年、成、ト、キ、三、差、出、入、國、科、料、分、也、

一、日、我、外、ト、カ、ラ、ク、買、年、成、ト、キ、三、差、出、入、國、科、料、分、也、

一、日、我、外、ト、カ、ラ、ク、買、年、成、ト、キ、三、差、出、入、國、科、料、分、也、

一、日、我、外、ト、カ、ラ、ク、買、年、成、ト、キ、三、差、出、入、國、科、料、分、也、

一、日、我、外、ト、カ、ラ、ク、買、年、成、ト、キ、三、差、出、入、國、科、料、分、也、

一、日、我、外、ト、カ、ラ、ク、買、年、成、ト、キ、三、差、出、入、國、科、料、分、也、

一、日、我、外、ト、カ、ラ、ク、買、年、成、ト、キ、三、差、出、入、國、科、料、分、也、

一、日、我、外、ト、カ、ラ、ク、買、年、成、ト、キ、三、差、出、入、國、科、料、分、也、

一、日、我、外、ト、カ、ラ、ク、買、年、成、ト、キ、三、差、出、入、國、科、料、分、也、

一、日、我、外、ト、カ、ラ、ク、買、年、成、ト、キ、三、差、出、入、國、科、料、分、也、

一、日、我、外、ト、カ、ラ、ク、買、年、成、ト、キ、三、差、出、入、國、科、料、分、也、

一、日、我、外、ト、カ、ラ、ク、買、年、成、ト、キ、三、差、出、入、國、科、料、分、也、

一、日、我、外、ト、カ、ラ、ク、買、年、成、ト、キ、三、差、出、入、國、科、料、分、也、

一、日、我、外、ト、カ、ラ、ク、買、年、成、ト、キ、三、差、出、入、國、科、料、分、也、

不慮

不慮

不慮

元上...
 天...
 村...
 二...
 一...
 二...
 三...
 四...
 五...
 六...
 七...
 八...
 九...
 十...
 十一...
 十二...
 十三...
 十四...
 十五...
 十六...
 十七...
 十八...
 十九...
 二十...
 二十一...
 二十二...
 二十三...
 二十四...
 二十五...
 二十六...
 二十七...
 二十八...
 二十九...
 三十...
 三十一...
 三十二...
 三十三...
 三十四...
 三十五...
 三十六...
 三十七...
 三十八...
 三十九...
 四十...
 四十一...
 四十二...
 四十三...
 四十四...
 四十五...
 四十六...
 四十七...
 四十八...
 四十九...
 五十...
 五十一...
 五十二...
 五十三...
 五十四...
 五十五...
 五十六...
 五十七...
 五十八...
 五十九...
 六十...
 六十一...
 六十二...
 六十三...
 六十四...
 六十五...
 六十六...
 六十七...
 六十八...
 六十九...
 七十...
 七十一...
 七十二...
 七十三...
 七十四...
 七十五...
 七十六...
 七十七...
 七十八...
 七十九...
 八十...
 八十一...
 八十二...
 八十三...
 八十四...
 八十五...
 八十六...
 八十七...
 八十八...
 八十九...
 九十...
 九十一...
 九十二...
 九十三...
 九十四...
 九十五...
 九十六...
 九十七...
 九十八...
 九十九...
 一百...

承志 承志 承志

承志

八月五日...
 治十九年八月六日...
 一月...
 二月...
 三月...
 四月...
 五月...
 六月...
 七月...
 八月...
 九月...
 十月...
 十一月...
 十二月...

承志 承志 承志 承志 承志

刺野上野村西...
 御出京...
 長濱...
 郡...
 寺...
 村...
 田...
 屋...
 左...
 門...
 冬...
 出...
 一...
 二...
 三...
 四...
 五...
 六...
 七...
 八...
 九...
 十...
 十一...
 十二...
 十三...
 十四...
 十五...
 十六...
 十七...
 十八...
 十九...
 二十...

一

二

三

一...
 二...
 三...
 四...
 五...
 六...
 七...
 八...
 九...
 十...
 十一...
 十二...
 十三...
 十四...
 十五...
 十六...
 十七...
 十八...
 十九...
 二十...
 二十一...
 二十二...
 二十三...
 二十四...
 二十五...
 二十六...
 二十七...
 二十八...
 二十九...
 三十...

一明治廿五年辰卯三月廿九日濱列厚見郡岷草村小熊
 村字小熊町東御坊別院祭一箇地中願正坊於本堂三當時地
 要後戸長復塔 医師竹山 種痘四度目也 願當世四
 特十一月引 惠敷天然痘流行ニ付被 仰出戸長ヨリ領テ
 四十人以下ノ者種痘可致不種モノハ一人ニ付五十墩ノ
 罰金ノ趣又差査ヨリ申聞候趣ハ何處種痘候様共妻久女並
 男女ノ子供同所ニテ同日各預種痘 殆本トシニテ定年

一明治廿五年辰卯三月廿九日濱列厚見郡岷草村小熊
 村字小熊町東御坊別院祭一箇地中願正坊於本堂三當時地
 要後戸長復塔 医師竹山 種痘四度目也 願當世四
 特十一月引 惠敷天然痘流行ニ付被 仰出戸長ヨリ領テ
 四十人以下ノ者種痘可致不種モノハ一人ニ付五十墩ノ
 罰金ノ趣又差査ヨリ申聞候趣ハ何處種痘候様共妻久女並
 男女ノ子供同所ニテ同日各預種痘 殆本トシニテ定年

奉書

奉書

奉書

奉書

一明治廿五年辰卯三月廿九日濱列厚見郡岷草村小熊
 村字小熊町東御坊別院祭一箇地中願正坊於本堂三當時地
 要後戸長復塔 医師竹山 種痘四度目也 願當世四
 特十一月引 惠敷天然痘流行ニ付被 仰出戸長ヨリ領テ
 四十人以下ノ者種痘可致不種モノハ一人ニ付五十墩ノ
 罰金ノ趣又差査ヨリ申聞候趣ハ何處種痘候様共妻久女並
 男女ノ子供同所ニテ同日各預種痘 殆本トシニテ定年

一明治廿五年辰卯三月廿九日濱列厚見郡岷草村小熊
 村字小熊町東御坊別院祭一箇地中願正坊於本堂三當時地
 要後戸長復塔 医師竹山 種痘四度目也 願當世四
 特十一月引 惠敷天然痘流行ニ付被 仰出戸長ヨリ領テ
 四十人以下ノ者種痘可致不種モノハ一人ニ付五十墩ノ
 罰金ノ趣又差査ヨリ申聞候趣ハ何處種痘候様共妻久女並
 男女ノ子供同所ニテ同日各預種痘 殆本トシニテ定年

- 一 紙品前二同
- 一 立横寸法前二同
- 一 行前二同
- 一 無印ナリ

一 給月俸七圓
属坪内定年

明治六年春暮

岐阜縣

属坪内定年

知事官房往復係勤

務ヲ命メ

明治廿八年三月廿日

岐阜縣

一 大奉書四ツ切リ

一 四ツ折

一 立曲七寸壹分也

一 横尺九寸五分五厘也

一 無印

一 明治二十八年乙未年
六月廿七日 御奉書到來

一 洋紙俵

一 立曲八寸三分也

一 横尺五寸七分也

一 文字繁邑多ヲ懸置キ墨

一 一 點ノ在文字墨ニ書入

一 一 點ノ在文字墨ニ書入

一 一 點ノ在文字墨ニ書入

一 一 點ノ在文字墨ニ書入

一 一 點ノ在文字墨ニ書入

一 一 點ノ在文字墨ニ書入

一 一 點ノ在文字墨ニ書入

一 一 點ノ在文字墨ニ書入

一 一 點ノ在文字墨ニ書入

一 一 點ノ在文字墨ニ書入

一 一 點ノ在文字墨ニ書入

一 一 點ノ在文字墨ニ書入

一 一 點ノ在文字墨ニ書入

一 一 點ノ在文字墨ニ書入

一 給月俸八圓
属坪内定年

明治六年春暮

岐阜縣

一 一 點ノ在文字墨ニ書入

一 一 點ノ在文字墨ニ書入

一 一 點ノ在文字墨ニ書入

一 一 點ノ在文字墨ニ書入

一 一 點ノ在文字墨ニ書入

一 一 點ノ在文字墨ニ書入

一 一 點ノ在文字墨ニ書入

一 一 點ノ在文字墨ニ書入

一 一 點ノ在文字墨ニ書入

一 一 點ノ在文字墨ニ書入

一 一 點ノ在文字墨ニ書入

一 一 點ノ在文字墨ニ書入

一 一 點ノ在文字墨ニ書入

一 一 點ノ在文字墨ニ書入

一 一 點ノ在文字墨ニ書入

一 一 點ノ在文字墨ニ書入

一 一 點ノ在文字墨ニ書入

一 一 點ノ在文字墨ニ書入

一 一 點ノ在文字墨ニ書入

一 一 點ノ在文字墨ニ書入

一 一 點ノ在文字墨ニ書入

一 一 點ノ在文字墨ニ書入

一 一 點ノ在文字墨ニ書入